

○医療法第25条第1項に基づく立入検査 チェックリスト (人的要件)

項目番号	項目	根拠法令等	摘要	備考	○/×
1	医療従事者				
1-1	医師数 患者数に対応した数の医師がいるか。	医療法第21条第1項第1号(以下「法21.1.1」等という。) 医療法施行規則第19条第1項第1号(以下「則19.1.1」等という。)	① 医師の員数の標準の計算方法は次によること。 ① 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を3をもって除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者(歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。)の数と外来患者(歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。)の数を2.5(耳鼻咽喉科、眼科又は精神科については、5)をもって除した数との和(特定数)が52までは3とし、特定数が52を超える場合には当該特定数から52を減じた数を16で除した数に3を加えた数とすること。	(計算事例) ① 入院患者数 一般 90 療養 50 精神 30 結核 25 } とすると ※外来患者数 250 $(90+50/3+30/3(*a)+25+250)/2.5(*b)-52(*c)/16+3(*d)=(90+16.66 \dots (*e)+10+25+100-52)/16+3=189.6/16+3=14.85$ (人) …… (医師の標準数) (*a) … 大学附属病院等は 30/1 (*b) … 耳鼻咽喉科、眼科又は精神科は 5 (*c) … 療養病床が 50%を上回る病院は 36 (*d) … 療養病床が 50%を上回る病院は 2 (*e) … 端数が出る場合、小数点第2位を切り捨て小数点第1位までとする ※医師の標準数を算出する際の「外来患者数」については、外来患者延数から医師による包括的なりハビリテーションの指示が行われた通院リハビリ患者(ただし、実施計画の立案日等、医師による外来診察が行われた日を除く。)を除いた患者数を用いることも可能。	
		法22の2.1.1 則22の2.1.1	② 特定機能病院として厚生労働大臣の承認を受けている場合は、入院患者(歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。)の数と外来患者(歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。)の数を2.5を	(計算事例) ② 入院患者数 一般 550人 外来患者数 (歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科を除く。) 300人 } とすると	

項目番号	項目	根拠法令等	摘要	備考	○/×
			<p>もって除した数との和を8で除した数 なお、医師免許取得後2年以上経過していない医師については員数に含めない。 (平 5.2.15 健政発第 98 号 (平 28.6.10 一部改正) 参照)</p>	<p>$(550 + 300 \div 2.5) \div 8 = 83.75$(人) ……医師の標準数 ※特定機能病院全体において、医師の半数以上が平成26年改正省令による改正後の規則第22条の2第3項に規定する専門の医師であることを要件とする。 (規則第22条の2第3項関係)</p>	
		則 43 の 2	<p>③医学を履修する課程を置く大学に附属する病院(特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。)又は100人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科を含む病院であって、精神病床を有する病院については、療養病床に係る病室の入院患者の数を3をもって除した数と、療養病床に係る病室以外の病室の入院患者(歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。)の数と外来患者(歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。)の数を2.5(耳鼻咽喉科、眼科又は精神科については、5)をもって除した数との和(特定数)が52までは3とし、特定数が52を超える場合には当該特定数から52を減じた数を16で除した数に3を加えた数。</p>		
		則 49	<p>④療養病床の病床数の全病床数に占める割合が100分の50を超える病院については、当分の</p>		

項目番号	項目	根拠法令等	摘要	備考	○/×
			間、上記に基づき算出された和が「36までは2」とし、算定された和が36を超える場合には当該特定数から36を減じた数を16で除した数に2を加えた数とする。		
1-2	歯科医師数 患者数に対応した数の歯科医師がいるか。	法 21.1.1 則 19.1.2.イ	歯科医師の員数の標準の計算方法は次によること。 ①歯科(矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科を含む。)専門の病院については、入院患者の数が52までは3とし、それ以上16又はその端数を増すごとに1を加え、さらに外来患者についてその病院の実状に応じた必要数を加えた数とすること。	病院の実状に応じた必要数 歯科医師1人1日当たり取扱い外来患者数は概ね20人 ※歯科の入院患者がいる場合は、最低1人の歯科医師が必要であるが、当該歯科医師が、入院患者の状況に応じ、外来患者を診察することは可能。 ※歯科医師又は歯科衛生士が外来診療の一環として医科の入院患者に対して行う歯科口腔機能の管理	
		則 19.1.2.ロ	②その他の病院については、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者の数が16までは1とし、それ以上16又はその端数を増すごとに1を加え、さらに歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者についてその病院の実状に応じて必要と認められる数を加えた数とすること。	(口腔ケアを含む。)については、これら患者の全身状態を管理する体制として特に支障がないと判断される場合には、上記の取り扱い患者数として計上しなくとも差し支えないものとする。	
		則 22 の 2.1.2	③特定機能病院として厚生労働大臣の承認を受けている場合は、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者の数が8又はその端数を増すごとに1以上とし、さらに歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者についての病院の実状に応じて必要と認められる数を加えた数とすること。		

項目番号	項目	根拠法令等	摘要	備考	○/×
1-3	薬剤師数 患者数に対応した数の薬剤師がいるか。	法 21.1.1 法 21.3 則 19.2.1 則 43 の 2 都道府県の条例	<p>薬剤師の員数の計算方法は、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県が条例で定めるところによること。</p> <p>【従うべき基準】</p> <p>①精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を 150 をもって除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を 70 をもって除した数と外来患者に係る取扱処方せんの数を 75 をもって除した数とを加えた数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。)</p> <p>②医学を履修する課程を置く大学に附属する病院(特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。)又は100人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科を含む病院であって、精神病床を有する病院については、療養病床に係る病室の入院患者の数を 150 をもって除した数と、療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を 70 をもって除した数と外来患者に係る取扱処方せんの数を 75 をもって除した数とを加えた数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。)</p>	<p>(計算事例)</p> <p>③入院患者数</p> <p>一般 90 療養 50 精神 35 結核 25 外来取扱処方箋数 100</p> <p>とすると</p> $90/70+50/150+35/150(*)+25/70+100/75=1.2+0.3+0.2+0.3+1.3=3.3\div 4 \text{ (人)}$ <p>…… (薬剤師の員数)</p> <p>(*)… 大学附属病院等は 35/70</p> <p>※従うべき基準 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。</p>	○/×
		法 22 の 2.1.1	薬剤師の員数の計算方法		

項目番号	項目	根拠法令等	摘要	備考	○/×
		則 22 の 2.1.3	は、次によること。 ○特定機能病院として厚生労働大臣の承認を受けている場合は、入院患者の数が 30 又はその端数を増すごとに 1 以上とし、調剤数 80 又はその端数を増すごとに 1 を標準とすること。		
1-4	看護師数 患者数に対応した数の看護師(准看護師を含む。)がいるか。	法 21.1.1 法 21.3 則 19.2.2 則 43 の 2 医療法施行規則等の一部を改正する省令 (平成 13 年厚生労働省令第 8 号)附則第 20 条 都道府県の条例	看護師の員数の計算方法は、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県が条例で定めるところによること。 【従うべき基準】 ①療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を 4 をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を 3 をもって除した数とを加えた数(その数が 1 に満たないときは 1 とし、その数に 1 に満たない端数が生じたときは、その端数は 1 として計算する。)に、外来患者の数が 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えた数 また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。 ②精神病床を有する病院については、当分の間、精神病床に係る病室の入院患者の数を 5 をもって除した数(その数が 1 に満たないときは 1 とし、その数に 1 に満たない端数を生じたときは 1 として計算する。)を精神病床に係る病室の入院患者の数を 4 をもって除した数(その数	(計算事例) ④入院患者数 一般 90 療養 50 精神 35 結核 25 ※ 外 総数 400 ・入院 (90/3+50/4(*)+35/4+25/4)= 30+12.5+8.7+6.2=57.4≒58 ・外来 (400/30)=13.3≒14 ・入院+外来(58+14)=7(人) ……(看護師等の員数) ※看護師の員数を算出する際の「外来患者数」については、外来患者延数から医師による包括的なりハビリテーションの指示が行われた通院リハビリ患者(ただし、実施計画の立案日等、医師による外来診察が行われた日を除く。)を除いた患者数を用いることも可能。 (参考)看護師等の員数が定められた員数の 7 割に満たない場合、看護師等確保推進者を置くこととされている。 (看護師等の人材確保の促進に関する法律第 12 条、看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則第 2 条参照) ※第 2 表 検査表 [1 医療従事者] 1-4 看護師数について、②の看護補助	

項目 番号	項目	根拠法令等	摘 要	備 考	○/×
			<p>が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは1として計算する。) から減じた数を看護補助者とすることができる。</p>	<p>者を置いた場合であっても、当該看護補助者を看護者数に含めないものとし、また、当該看護補助者は1-5の看護補助者数にも含めないものとする。</p>	
			<p>③医学を履修する課程を置く大学に附属する病院(特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。)又は100人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科を含む病院(特定機能病院を除く。)であって、精神病床を有する病院については、療養病床、結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数と、結核病床及び療養病床以外の病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を3をもって除した数とを加えた数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。)に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数 また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。</p>		
		<p>法 22 の 2.1.1 則 22 の 2.1.4</p>	<p>看護師の員数の計算方法は、次によること。 ○特定機能病院として厚生労働大臣の承認を受けている場合は、入院患者(入院している新生児を含む。)の数が2又は</p>	<p>(計算事例) ⑤入院患者数 550人 外来患者数 300人 }とすると 入院 $550 \div 2 = 275$</p>	

項目番号	項目	根拠法令等	摘要	備考	○/×
			<p>その端数を増すごとに1と外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数以上</p> <p>また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。</p>	<p>外来 $300 \div 30 = 10$ $275 + 10 = 285$ (人) ……看護師の員数</p>	
1-5	看護補助者数 定められた数の看護補助者がいるか。	法 21.1.1 法 21.3 則 19.2.3 都道府県の条例	<p>看護補助者の員数の計算方法は、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県が条例で定めるところによること。</p> <p>【従うべき基準】 ○療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1</p>	「看護補助者」とは、医師、看護師等の指示に基づき、看護の補助として介護に当たる者を意味し、特段の資格を必要とはしない。	
1-6	栄養士又は管理栄養士数 定められた数の栄養士又は管理栄養士がいるか。	法 21.1.1 法 21.3 則 19.2.4 都道府県の条例	<p>栄養士又は管理栄養士の員数の計算方法は、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県が条例で定めるところによること。</p> <p>【従うべき基準】 ○100床以上の病院に1</p>		
		法 22 の 2.1.1 則 22 の 2.1.5	<p>管理栄養士の員数の計算方法は、次によること。</p> <p>○特定機能病院として厚生労働大臣の承認を受けている場合は、1以上の管理栄養士がいること</p>		
	(参考) 助産師数	法 21.1.1 法 21.3 則 19.2.2 則 43 の 2 都道府県の条例	<p>助産所の員数の計算方法は、次によること。</p> <p>○産婦人科又は産科を有する病院産婦人科又は産科の患者に対する看護師(准看護師を含む。)の員数のうちの適当数を助産師とする。</p>	適当数産婦人科又は産科の入院患者がいる場合に1人以上	